

福祉衛生環境保全委員会資料
平成16年2月23日
衛 生 局

福祉衛生環境保全委員会 要求資料

衛 生 局

福祉衛生環境保全委員会要求資料一覧（平成 16 年 2 月 23 日）

資料番号

- 1 港湾病院と横浜赤十字病院の使用料及び手数料、新港湾病院での考え方
- 2 新港湾病院建設費用と指定管理者負担金との関係
- 3 小児救急体制の確保について
- 4 アレルギー関連の「交付金」に関する考え方について
- 5 横浜赤十字病院の看護交替制について
- 6 横浜赤十字病院と社会保険横浜中央病院の過去の収支状況
- 7 市立病院における安全管理の取組について
- 8 市立病院と横浜赤十字病院のカルテ開示について
- 9 市立病院の倫理委員会の委員構成
- 10 現港湾病院の医師の状況について
- 11 アレルギーセンター医師、看護職の状況
- 12 患者引継ぎに対する本市の費用について
- 13 横浜赤十字病院の患者居住区
- 14 横浜赤十字病院の生活保護患者数、外国人の未収患者数
- 15 横浜赤十字病院の平均在院日数、科別患者数
- 16 横浜赤十字病院職員の職種別構成、平均年齢
- 17 横浜赤十字病院のパンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・【別添】
- 18 日本赤十字社定款、日本赤十字社の理念について
- 19 横浜赤十字病院のボランティア活動の状況、ボランティアコーディネーターの配置状況
- 20 一般会計負担額抑制効果約 250 億円から約 290 億円の根拠

港湾病院と横浜赤十字病院の使用料及び手数料、新港湾病院での考え方

港湾病院と横浜赤十字病院の使用料及び手数料は以下のとおりです。
 新港湾病院での使用料及び手数料については、今後検討し、適切な金額を条例・規則で定めてまいります。

現港湾病院

項 目		使用料、手数料
自動車損害診療		診療報酬点数 × 2 . 0
文書料（主なもの）	保険診断書等	3 , 1 5 0 円
	その他の診断書等	1 , 0 5 0 円
	証明書等	5 2 0 円
分娩料	産児 1 人	8 0 , 0 0 0 円
	産児 2 人以上で、第 2 子以降の産児 1 人につき	4 0 , 0 0 0 円
非紹介患者加算（特定療養費）		1 , 3 8 0 円
室料差額		2 人室 2 , 6 2 0 円、1 人室 5 , 2 5 0 円
駐車場料金		無料

* 金額は税込み金額

横浜赤十字病院

項 目		使用料、手数料
自動車損害診療		診療報酬点数 × 1.5
文書料（主なもの）	保険診断書等	5,250円
	その他の診断書等	2,620円
	証明書等	1,050円
分娩料	産児1人	90,000円（時間内） 100,000円（時間外） 110,000円（深夜・休日）
	産児2人以上で、第2子以降の産児1人につき	上記と同様
非紹介患者加算（特定療養費）		1,050円
室料差額		2人室4,000～6,000円、1人室12,000～18,000円
駐車場料金		3時間以内300円、それ以降1時間毎に150円

* 金額は税込み金額

新港湾病院建設費用と指定管理者負担金との関係

	建物建設費	減価償却費(2)
新病院建物建設費用	約385億円	約9億円
指定管理者負担金の算定に当たって想定した費用	約252億円(1)	約6億円

1 約252億円の算定根拠

国土交通省監修「平成14年度建築統計年報」により、同種の建物の平均建設単価を算定し、これに新病院建物延べ床面積(整備計画)を乗じて推計しています。

$$\begin{array}{l} 33.9\text{万円}/\text{m}^2 \\ (\text{建設単価}) \end{array} \times \begin{array}{l} 74,342\text{m}^2 \\ (\text{新病院延べ床面積}) \end{array} = \text{約252億円}$$

2 減価償却費算定の考え方

減価償却費については、地方公営企業法に基づき、法定耐用年数を39年間、残存価額を10分の1として算出しています。

資料 3 小児救急体制の確保について

【指定条件】

横浜市の小児救急医療対策事業に参加し以下の体制を組むこと。

- ・ 24 時間 365 日の二次小児科救急医療体制を組むこと。
- ・ 全休日及び夜間に小児救急専用ベッド 2 床以上を確保すること。
- ・ 救急医療に携わる小児科医 1 名以上を配置すること。

〔交付金〕

小児救急医療対策事業の実施に当たっては、別途「政策的医療交付金（仮称）」を交付する予定。平成 15 年度予算における水準は、年間 1,000 万円程度

【日本赤十字社の提案】小児救急の該当部分を抜粋

小児科医の人員体制について

- ・ 全体の統括者 1 名、小児科医チーム 4 名、新生児科医チーム 4 名、研修医 1 名の計 10 名（非常勤 2 名含む）で構成する。
- ・ 横浜赤十字病院は既に日本小児科学会認定医研修施設を取得しており、新病院においても高度な小児医療を提供できる体制にある。
- ・ 現在の派遣元である東京医科歯科大学小児科の他、近隣の諸大学からの小児科医派遣も検討している。

時間外診療

- ・ 24 時間 365 日の小児救急医療に備えるため、常時小児科医 1 名以上を院内に待機させる。
- ・ 時間外診療については休日夜間を問わず、全ての小児を対象とする（明らかな外科的疾患を除く）
- ・ 重症患者などの対応のため複数の小児科医が必要となった場合は、直ちに応援医師が補助する。
- ・ 全休日及び夜間に小児救急専用ベッド 2 床以上を確保する。
- ・ 時間外診療の患者数は 1 日当たり平均 20 人程度と想定している。

以上の記載があり、今後は、市として、小児救急の機能を担保するために指定条件と提案内容の実施についての点検・評価を行っていきます。

資料 4 アレルギー関連の「交付金」に関する考え方について

「アレルギー疾患医療」につきましては、診療内容や相談・情報提供・啓発など取り組み内容を具体的に協議する中で、適切な額を定めてまいりたいと考えております。

横浜赤十字病院の看護交替制について

病棟種別	一般病棟
病棟	7 病棟
勤務体制	2 交替

決算状況の推移

横浜赤十字病院

項目	平成10年度				平成11年度				平成12年度				平成13年度				平成14年度			
	金額	対収入比	対前年比		金額	対収入比	対前年比		金額	対収入比	対前年比		金額	対収入比	対前年比		金額	対収入比	対前年比	
	円	%	%	円	%	%	円	%	%	円	%	%	円	%	%	円	%	%	円	%
医療収益	6,880,389,681	95.7	100.8	7,379,459,335	94.9	107.3	7,068,315,577	96.0	95.8	7,341,683,966	95.8	103.9	7,112,988,538	95.1	98.9					
内 入院診療収益	2,167,349,354	30.1	98.2	2,530,522,547	32.5	116.8	2,216,784,475	30.1	87.6	2,520,961,490	32.9	113.7	2,321,915,714	31.0	92.1					
内 入院料収益	2,035,455,221	28.3	102.8	2,047,883,263	26.3	100.6	2,080,083,843	28.3	101.6	1,993,728,587	25.0	95.8	1,958,921,073	26.2	98.3					
内 室料差額収益	222,542,425	3.1	101.8	224,199,700	2.9	100.7	194,371,450	2.6	86.7	186,744,950	2.4	96.1	174,978,051	2.3	93.7					
内 外来診療収益	2,314,328,026	32.2	101	2,452,579,273	31.3	105.2	2,452,994,781	33.3	100.7	2,518,998,713	32.9	102.7	2,542,604,160	34.0	100.9					
内 その他医療収益	170,025,498	2.4	96.9	170,172,335	2.2	100.1	152,828,931	2.1	89.8	155,950,138	2.0	102	153,838,245	2.1	98.6					
内 保険予防活動収益	24,084,368	0.3	94.7	38,160,327	0.5	158.4	31,432,970	0.4	82.4	34,679,260	0.5	110.3	32,285,844	0.4	93.1					
内 医療相談収益	78,782,618	1.1	107.5	77,005,455	1.0	97.7	73,058,936	1.0	92.9	73,548,567	1.0	100.7	77,017,285	1.0	104.7					
内 その他収益	67,158,512	0.9	87.5	55,006,553	0.7	81.9	48,337,025	0.7	87.9	47,722,311	0.6	98.7	44,535,116	0.6	93.3					
内 保険等査定減	-29,310,843	-0.4	86.1	-28,897,783	-0.4	98.6	-28,747,903	-0.4	99.5	-34,699,912	-0.5	120.7	-39,288,705	-0.5	113.2					
医療外収益	73,460,824	1.0	95.4	66,282,494	0.9	90.2	71,225,123	1.0	107.5	70,620,307	0.9	99.2	75,190,008	1.0	106.5					
医療社会事業収益	239,380	0.0	127.2	245,658	0.0	102.6	628,252	0.0	255.7	495,130	0.0	78.8	676,870	0.0	136.7					
付帯事業収益	96,816,910	1.3	107.5	119,185,427	1.5	123.1	133,308,143	1.8	111.8	135,385,267	1.8	101.6	112,040,321	1.5	82.8					
内 看護専門学校収益	94,095,384	1.3	104.4	97,971,311	1.2	98.5	87,959,757	1.2	94.9	82,112,633	1.1	93.4	66,213,068	0.9	80.6					
内 施設収益(訪問看護)	2,721,526	0.0	#DIV/0!	26,514,116	0.3	974.2	45,348,386	0.6	171.0	53,272,634	0.7	117.5	45,827,253	0.6	86					
特別利益	140,396,867	2.0	107.5	209,610,109	2.7	149.3	86,813,957	1.2	41.4	112,634,594	1.5	129.7	179,830,923	2.4	159.7					
内 補助金	86,589,751	1.2	75.3	79,749,848	1.0	92.1	79,935,931	1.1	100.2	80,862,292	1.1	101.2	56,800,750	0.8	70.2					
内 その他特別利益	53,807,116	0.7	343.5	129,860,261	1.7	241.3	6,878,426	0.1	5.3	31,772,302	0.4	461.9	123,030,173	1.6	387.2					
収入合計	7,191,303,682	100.0	100.9	7,774,783,023	100.0	108.1	7,360,291,052	100.0	94.7	7,660,819,264	100.0	104.1	7,480,706,660	100.0	97.8					
医療費用	6,634,563,814	92.3	99.9	7,195,007,367	92.5	108.4	7,055,728,379	95.9	98.1	7,246,720,745	94.6	102.7	7,330,758,441	98.0	101.2					
内 人件費	3,256,921,669	45.3	100.6	3,393,977,578	43.7	104.2	3,409,815,617	46.3	100.5	3,408,617,329	44.5	100.0	3,417,442,943	45.7	100.3					
内 材料費	2,365,254,938	32.9	98.8	2,771,393,822	35.6	117.2	2,620,755,355	35.6	94.6	2,803,598,447	36.6	107.0	2,858,411,854	38.2	102.0					
内 経費	344,678,057	4.8	97.7	373,437,379	4.8	108.3	365,348,271	5.0	97.8	350,230,289	4.6	95.9	358,823,547	4.8	102.5					
内 委託費	342,202,987	4.8	104.2	343,166,139	4.4	100.3	377,305,010	5.1	109.9	430,065,149	5.6	114.0	440,687,216	6.2	102.5					
内 研究研修費	23,675,609	0.3	104.3	20,055,297	0.3	84.7	23,971,525	0.3	119.5	20,724,489	0.3	86.5	20,463,100	0.3	98.7					
内 減価償却費	301,830,554	4.2	98.8	292,977,152	3.8	97.1	258,532,601	3.5	88.2	233,485,042	3.0	90.3	234,929,781	3.1	100.6					
医療外費用	133,939,833	1.9	66.3	92,056,288	1.2	68.7	84,540,540	1.1	91.8	82,811,736	1.1	98.0	84,624,395	1.1	102.2					
内 支払利息	55,183,090	0.8	60.3	43,967,623	0.6	79.7	41,275,030	0.6	93.9	39,634,537	0.5	96.0	34,804,254	0.5	87.8					
内 保育所人件費	15,511,537	0.2	103.6	16,210,490	0.2	104.5	13,779,909	0.2	85.0	14,072,131	0.2	102.1	14,392,697	0.2	102.3					
内 その他経費	63,245,206	0.9	66.3	31,878,175	0.4	50.4	29,485,601	0.4	92.5	29,105,068	0.4	98.7	35,427,444	0.5	121.7					
医療委託費用	72,739,599	1.0	109.3	62,823,886	0.8	86.4	52,106,530	0.7	82.9	51,580,028	0.7	99.0	47,779,369	0.6	92.6					
内 医療社会事業人件費	20,288,035	0.3	88.6	20,793,808	0.3	102.5	15,862,753	0.2	76.3	15,864,628	0.2	100.0	16,215,270	0.2	102.2					
内 社会活動人件費	45,431,137	0.6	133.5	31,498,681	0.4	69.3	29,470,338	0.4	93.8	28,922,877	0.4	98.1	27,159,291	0.4	93.9					
内 その他経費	7,020,427	0.1	73.1	31,290,271	0.4	157.1	54,496,110	0.7	174.2	60,928,431	0.8	111.8	57,935,709	0.8	95.1					
付帯事業費用	173,659,606	2.4	106.3	205,552,727	2.6	118.4	230,345,509	3.1	112.1	221,715,093	2.9	96.3	194,021,234	2.6	87.5					
内 看護専門学校人件費	102,478,124	1.4	106.8	104,845,702	1.3	102.3	111,214,574	1.5	106.1	104,100,890	1.4	93.6	88,251,739	1.2	84.8					
内 施設費(訪問看護)人件費	1,986,572	0.0	#DIV/0!	31,290,271	0.4	157.1	54,496,110	0.7	174.2	60,928,431	0.8	111.8	57,935,709	0.8	95.1					
内 その他経費	69,194,910	1.0	103	69,416,754	0.9	100.3	64,634,825	0.9	93.1	56,685,772	0.7	87.7	47,833,786	0.6	84.4					
特別損失	25,225,677	0.4	70.8	33,756,972	0.4	133.8	19,320,555	0.3	57.2	18,767,596	0.2	97.1	17,382,853	0.2	92.6					
支出合計	7,040,128,520	97.9	99.1	7,589,197,240	97.6	107.8	7,442,041,513	101.1	98.1	7,621,565,398	99.5	102.4	7,674,566,252	102.6	100.7					
収支差引額	151,175,133	2.1	883.5	185,585,783	2.4	122.8	-81,750,461	-1.1	-44.0	39,224,066	0.5	-48.0	-193,859,632	-2.6	-494.2					

各種費用	対医療収益比		対前年比		対医療収益比		対前年比		対医療収益比		対前年比		対医療収益比		対前年比	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
人件費	3,256,921,669	47.3	100.6	3,393,977,578	46.0	104.2	3,409,815,617	48.2	100.5	3,408,617,329	46.4	100	3,417,442,943	48.0	100.3	
材料費	2,365,254,938	34.4	98.8	2,771,393,822	37.6	117.2	2,620,755,355	37.1	94.6	2,803,598,447	38.2	107.0	2,858,411,854	40.2	102.0	
経費	344,678,057	5.0	97.7	373,437,379	5.1	108.3	365,348,271	5.2	97.8	350,230,289	4.8	95.9	358,823,547	5.0	102.5	
委託費	342,202,987	5.0	104.2	343,166,139	4.7	100.3	377,305,010	5.3	109.9	430,065,149	5.9	114.0	440,687,216	6.2	102.5	
研究研修費	23,675,609	0.3	104.3	20,055,297	0.3	84.7	23,971,525	0.3	119.5	20,724,489	0.3	86.5	20,463,100	0.3	98.7	
減価償却費	301,830,554	4.4	98.8	292,977,152	4.0	97.1	258,532,601	3.7	88.2	233,485,042	3.2	90.3	234,929,781	3.3	100.6	
計	6,634,563,814	96.4	99.9	7,195,007,367	97.5	108.4	7,055,728,379	99.8	98.1	7,246,720,745	98.7	102.7	7,330,758,441	103.1	101.2	

横浜赤十字病院と社会保険横浜中央病院の過去の収支状況

社会保険横浜中央病院の過去8年間の損益比較表

単位:千円

		14年度	13年度	12年度	11年度	10年度	9年度	8年度	7年度
医業収入	入院収益	3,743,881	3,932,372	3,750,250	3,381,389	3,410,000	3,509,816	3,412,057	3,216,236
	室料差額	21,686	31,810	34,036	34,943	31,150	34,404	33,827	44,126
	外来収益	2,451,838	2,491,581	2,413,970	2,420,788	2,307,471	2,449,907	2,462,628	2,316,178
	保健予防活動	289,719	263,183	265,928	255,109	258,475	272,449	252,134	264,965
	医療相談	97,305	156,713	149,167	155,587	146,326	173,021	214,794	287,664
	その他医業収益	22,584	16,478	5,648	3,565	4,777	3,087	2,357	16,487
益計 A	6,627,013	6,892,137	6,618,999	6,251,381	6,158,199	6,442,684	6,377,797	6,145,656	
医業外収入	業外収益	59,566	43,947	53,071	62,443	42,167	60,082	47,932	56,018
	特別利益	28,671	30,474	26,271	25,611	112,303	21,623	25,120	23,455
	収入合計 C	6,715,250	6,966,558	6,698,341	6,339,435	6,312,669	6,524,389	6,450,849	6,225,129
医業費用	給与費	3,511,953	3,570,834	3,587,765	3,524,556	3,529,832	3,490,839	3,332,702	3,158,188
	材料費	2,355,060	2,218,781	2,092,370	1,960,518	2,042,185	2,106,484	2,096,601	1,981,416
	経費	386,910	366,716	352,510	329,535	323,406	301,700	322,250	284,487
	委託費	431,281	313,454	272,976	288,566	325,587	360,317	321,980	307,424
	研究研修費	17,141	13,313	16,137	12,554	13,703	12,210	13,400	9,063
	減価償却費	143,070	135,431	116,111	88,411	69,128	70,744	60,605	69,944
	費用合計 B	6,845,415	6,618,529	6,437,869	6,204,140	6,303,841	6,342,294	6,147,538	5,810,522
医業外費用	業外費用	66,535	70,592	74,635	88,352	67,733	48,661	32,907	51,578
	特別損失	1,689	1,196	11,864	7,114	98,098	5,956	5,126	2,026
	費用合計 D	6,913,639	6,690,317	6,524,368	6,299,606	6,469,672	6,396,911	6,185,571	5,864,126
医業利益 (A-B)		▲ 218,402	273,608	181,130	47,241	▲ 145,642	100,390	230,259	335,134
差引損失 (C-D)		▲ 198,389	276,241	173,973	39,829	▲ 157,003	127,478	265,278	361,003

注 II

注 I

- 注 I 近隣に同規模、さらにそれ以上の病院2施設が新築。そのため一時的に収入が減少したために平成7年～9年まで続いた黒字が赤字に変わった。
- 注 II 当院は生保患者様が約20%弱と多く、そのレセプト請求は福祉事務所への申請書類等の関係で、かなり遅延する。よって3月31日決算ではこのような数字となる。さらに当院は夜間休日救急患者が1日平均50人と破格に多いため、3月までの未収金が年間約3,500万円と多く、これも再請求督促にあり10月末くらいで70%徴収できる状態である。(地域特異性) よって10月末には、14年度分生保請求がほぼ終了するため約、7000万円くらい黒字となる。これは、12年度13年度に比べ30%の低下にあるが、医療保険のマイナス改訂による影響と考える。

市立病院における安全管理の取組について

市立病院の状況

安全管理に基づく医療の提供

1 安全な医療の推進に対する基本的考え方

市立病院では、平成12年1月27日に制定した「市立病院医療憲章」に則り、市民に質の高い医療を安心して安全に提供できるよう、各病院ごとに「安全管理対策マニュアル」を策定し、安全管理組織体制の強化や、安全管理研修、インシデントレポートの収集・分析など、医療の安全管理の取組を推進しています。

2 市立病院の安全管理の職員体制

統括安全管理者

副病院長・副センター長・診療担当部長から1名を任命し、病院における安全管理の推進、情報の収集・分析・評価等、安全管理活動の推進責任者として位置付けています。

安全管理指導者

副看護部長・看護科師長から1名任命し、統括安全管理者を補佐して、病院の安全管理全般にわたる指導、改善指示、職員研修等を行っています。

安全管理担当

看護師長から1名任命し、統括安全管理者、安全管理指導者の補佐、安全管理に関する職場点検、業務改善、教育・指導、事故発生時の対応等を行っています。

安全管理者

診療科、病棟等の各部門に配置し、業務改善、指導の周知・徹底、事故発生時の対応及び報告などを行っています。

3 市立病院の安全管理関連の委員会・会議

安全管理対策委員会

統括安全管理者を委員長として、病院の安全管理を推進するため、インシデント報告の検討、改善策の検討と評価および情報の提供を行っています。

リスクマネジメント部会

インシデント事例の検討、業務改善策の検討・周知、事故事例の分析・検討、安全管理情報の収集・提供等を行っています。

その他、安全管理に関する担当者会議や実務部会等があります。

4 インシデント報告

事故を未然に防ぐための改善策を確立するため、日常業務の中で、医療事故につながりかねない「ヒヤリ・ハット」したできごと（インシデント）を、医療従事者が自主的に報告し、その情報を収集・分析しています。

また、インシデント事例の検証などにより、改善策の検討を行っています。

5 安全管理研修

市立病院全体の安全管理研修

新採用職員や配転者に対して、医療のリスクマネジメントに関する基本的な研修を行うとともに、安全管理を推進している職員を対象に、事故事例を踏まえた分析研修等を実施しています。

各市立病院の安全管理研修

安全管理の専門家による講演会の開催をはじめ、人工呼吸器や輸液・シリンジポンプ等の講習会、プライマリケア勉強会、患者誤認の防止研修など、安全管理の研修を実施しています。

院内感染対策

1 院内感染対策の取り組み

入院患者や来院者が、現疾患とは別の感染症などへの罹患や、医療従事者が院内で感染しないよう、市立病院では、院内感染の防止に関するマニュアルを策定し、院内感染の防止に努めている。

院内感染対策マニュアルでは、消毒・滅菌、一般感染症防止対策、結核対応、MRSA感染予防、血液汚染等についてのガイドラインや、感染症の原因となる細菌やウイルス等に対する感染防止策を策定しています。

2 消毒・滅菌について

旧厚生省のガイドラインや米国疾病管理センター（CDC）のガイドラインに基づいて、手洗い、滅菌方法、リネンや器材の消毒方法及び隔離予防策について定めています。

3 疾患別感染症予防対策について

肝炎ウイルス、MRSA、HIV、結核など、感染症の原因となる細菌、ウイルスについて、想定される感染経路、排菌者の早期発見、報告体制、感染防止に対する患者・家族への説明と指導、医療従事者の心得など、それぞれについて、感染予防対策のマニュアルを策定しています。

4 血液等汚染事故対策について

患者の感染症の有無にかかわらず、患者に使用した器材等による針刺し、切創、及び血液・体液等が傷のある皮膚に触れるなど、医療職員が暴露したものを血液等汚染事故としている。

このような血液等汚染事故に対し、職員健康管理の面から、事故報告手続き、検査、薬剤の投与、経過観察等について、対応を定めています。

5 感染症の院内サーベイランスについて

院内における感染症の発生を抑制し、また発生した感染症に対して迅速な対応ができるよう、院内で感染症のサーベイランスを実施しています。

6 院内感染防止に向けた職員研修について

医療の安全管理を推進するためには、院内感染の発生防止は大変重要なことであり、血液等汚染事故については、職員の意識啓発をすすめることで、事故防止にもつながります。

このため、院内職員を対象として、結核などの感染症に関する講演会や、針刺し防止月間の設定など、研修啓発活動を実施しています。

日本赤十字社の提案内容

様式 5(2)

提 案 課 題													
番号	3-(1)												
項目	医療における安全管理 安全管理に基づく医療の提供												
ア イ ウ エ オ	<p>安全管理の方針・組織責任体制について</p> <p>安全管理研修の内容・方法・対象について</p> <p>インシデントレポートの有効活用について</p> <p>安全管理上、特に重要な手術部門、集中治療部門の職員体制及び医療機器の管理・操作研修などについて</p> <p>その他安全管理に関することについて</p>												
ア	<p>安全管理の方針・組織責任体制について</p> <p><u>方針</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 把握：医療事故の発生要因を見据えるために、インシデントレポートの制度を整える 評価：提出されたレポートを定量分析、定性分析を行う 対応：情報の共有化を図り、更に、再発防止策を策定する <p><u>組織責任体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事故防止活動を推進するメディカル・リスクマネジメント（MRM）体制を整える。 <ol style="list-style-type: none"> MRM委員会の設置 安全管理担当の職員（リスクマネジャー）を配置 <p><u>実績</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜赤十字病院では、平成10年10月21日付で院内にMRM委員会を設置し、同時にインシデント/アクシデント/クレームのレポートリング制度を策定した。 <ul style="list-style-type: none"> MRM委員会は、原則毎月第3木曜日に開催している。 （参考：平成15年11月現在で延べ55回の委員会を運営） 日本赤十字社のインシデントレポート統計の定義に合致させた院内統計分析も実施した。 赤十字の「医療安全にかかる管理制度」については本社から適宜通知されており、各病院はこの通知に従い、更に安全管理レベルを高める努力をしている。 例：ガゼ管理、輸血管理、注射指示（指示受け）・準備（薬効確認）と実施、医療機器の基本的取扱 等 												
イ	<p>安全管理研修の内容・方法・対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜赤十字病院で実際に取り組んでいる医療事故を防止するための院内研修を継続発展させる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>内容</th> <th>実施対象</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全管理の研修</td> <td>職員研修 （4ヶ月に一回）</td> <td>病院職員（リスクマネジャーを含む）</td> <td>MRM委員会の活動の一環</td> </tr> <tr> <td>医療安全の文化</td> <td>近隣大学の医療安全管理教授等の外部講師を招いての講演会</td> <td>同上</td> <td>医療人としてのモチベーションを高める</td> </tr> </tbody> </table>	内容	内容	実施対象	目的	安全管理の研修	職員研修 （4ヶ月に一回）	病院職員（リスクマネジャーを含む）	MRM委員会の活動の一環	医療安全の文化	近隣大学の医療安全管理教授等の外部講師を招いての講演会	同上	医療人としてのモチベーションを高める
内容	内容	実施対象	目的										
安全管理の研修	職員研修 （4ヶ月に一回）	病院職員（リスクマネジャーを含む）	MRM委員会の活動の一環										
医療安全の文化	近隣大学の医療安全管理教授等の外部講師を招いての講演会	同上	医療人としてのモチベーションを高める										

	事前の対策	院内講師による集団討議	同上	多角的な検討を行い、効果的な方法を探索する
ウ	<p style="text-align: center;">インシデントレポートの有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 活用内容 <ul style="list-style-type: none"> • 医療従事者の事故防止に対する意識を高揚させることで、注意を喚起する。 • 他人のインシデント/アクシデントを病院内で共有することで、同様の事故を未然に防止する。(例：ニュースの発行) • インシデント/アクシデントの統計分析し、発生状況の全体像を把握することで、効果的な対策を打ち出す。 • クレームに至っていない医療事故を医事調整担当者が早い時期で認識することで、積極的な対応を起こす ■ 運用体制 <ul style="list-style-type: none"> • MRM委員会は、原則として毎月開催し、提出されたレポートの分類・分析を実施する。 この検討経過を踏まえ「事故防止マニュアル」の更新(追録)を図る。 			
エ	<p style="text-align: center;">安全管理上、特に重要な手術部門、集中治療部門の職員体制及び医療機器の管理・操作研修などについて</p> <p>手術部門、集中治療部門はその性質上、患者の入れ替わりが激しく看護師による患者の特定が機械的となりやすい、積極的加療や生命維持などのため、医療機器による患者の生命への影響度が大きい、という特徴をもつ。これらを踏まえ、手術部門、集中治療部門に起こりやすい事故を防止するため、下記の対策を講じる。</p> <p><u>職員体制・業務プロセス</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 過密・無理な労働による注意欠陥を防止するため、確実な勤務管理を行う。 ■ 重要な影響を及ぼす可能性のある業務にはダブルチェック体制を徹底する。 ■ 業務プロセスの簡素化、ITシステムの活用などにより、ヒューマンエラーの発生する機会を低減する。 ■ 横浜赤十字病院においては下記の取り組みを実施している。 <ul style="list-style-type: none"> • 手術記録の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 監視機器の完備 監視記録の義務化 映像記録の保存 • 患者や患部の誤認防止 <ul style="list-style-type: none"> 前投薬の原則廃止(患者の「歩行入室」推奨) 主治医立ち会いによる麻酔開始 電子カルテの即時参照 <p><u>医療機器の管理・操作研修</u></p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機器はMEセンターで一元管理し、臨床工学士はMEセンターに所属する。 ■ 医療機器の取扱・事故などに関する情報（院内・他施設）はMEセンターに集中させ、ここから院内に対し情報発信などを行う。 ■ 医療機器の操作研修は、新しい職員の採用、新しい機器の導入、インシデント/アクシデントの発生、などにあわせて、職員全体に向けて行う。 ■ 異なる使用方法が混在することによる混乱を防止するため、なるべく医療機器はメーカー・種類を統一する。
オ	<p style="text-align: center;">その他安全管理に関することについて</p> <p>その他安全管理について、横浜赤十字病院において具体的に注意している点と主な取り組み内容の例を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急事態への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災避難訓練の徹底 ■ 医療技術水準の維持と向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習・研修機会の確保 ・ 院内教育プログラムの整備 ・ 大学との連携

提 案 課 題	
番 号	3-(1)
項 目	医療における安全管理 院内感染対策
ア イ ウ	<p>患者間における院内感染対策について</p> <p>患者から職員に対する感染対策について</p> <p>職員を介しての患者への感染対策について</p>
ア	<p>患者間における院内感染対策について</p> <p><u>外来</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ かぜ症状の患者、あるいはインフルエンザを疑う患者の場合には、患者へのマスクの着用を積極的に呼びかける。 ■ 呼吸器科外来待合領域をカーテンやパーティションを用いて囲い、他の患者への感染を防ぐ。 ■ 小児感染症である麻疹や水痘（空気感染）、流行性耳下腺炎や風疹（飛沫感染）の場合には、他の未罹患児への感染力が極めて強いため、小児科外来内に感染症専門の診察室を設ける。 <p><u>病棟</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 結核を含む空気感染やインフルエンザ等の飛沫感染、又は接触感染の症状を呈している場合には、個室または集団隔離とし、他の患者への感染を防ぐ。なお、患者の移動は制限し、マスク着用を義務付ける。
イ	<p>患者から職員に対する感染対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 手袋装着の有無にかかわらず、全職員の手洗いを徹底し、特に医療従事者の一処置完了後の手洗いを励行する。 ■ 呼吸器科や小児科等、あらかじめ感染症患者が来院することが予想される外来診療部門においては、医師だけでなく全てのスタッフがマスク等を着用する。また、病棟においても同様の注意を行う。 ■ 小児感染症の既往の無いスタッフには、予防接種を積極的にすすめる。 ■ 結核に対しては、上記の対策に加えて職員健康診断を励行し、早期発見に努める。 ■ SARS 疑いの患者が来院した場合には、直ちにマニュアルに従い罹患の疑いのある患者を捕捉し、感染拡大防止のための指示を出し、防護服を着用した職員が救急外来へ案内する。 標準予防策に加えて飛沫・接触感染予防策を徹底する。 ■ B 型肝炎、C 型肝炎、HIV は、針刺し事故によって感染する確率が高いため、危険性の低い器材の使用を促進すると同時に、感染防止のための職員教育を徹底する。万が一事故が発生した場合には、それぞれのマニュアルに従う。

ウ	<p data-bbox="357 277 903 309">職員を介しての患者への感染対策について</p> <ul data-bbox="304 349 1414 674" style="list-style-type: none"><li data-bbox="304 349 1414 454">■ 入院中の患者からのMRSAならびに緑膿菌が、職員を介して他の入院患者に感染する可能性がもっとも高いため、出来得る限り感染患者を個室隔離もしくは集団隔離して、病原の囲い込みを行う。<li data-bbox="304 495 1414 562">■ マニュアルに従い、医師、病棟スタッフ、面会者等を介した病院内の二次感染を予防する。<li data-bbox="304 602 1414 674">■ 定期的に発行される院内感染情報レポートをもとにして、最も効果的な抗菌薬剤を選択する。
---	---

市立病院と横浜赤十字病院のカルテ開示について

項目	横浜赤十字病院	市立病院
指針名等	診療情報の提供に関するガイドライン	横浜市立病院における診療情報の提供に関する指針
目的	医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医師と患者とが相互に信頼関係を保ちながら、疾病を克服する	医療従事者と患者が診療情報を共有し、お互いの信頼関係を深めることで、より質の高い医療を実現する
診療情報の提供範囲	診療記録等（診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績表、エックス線写真、助産録、看護記録、リハビリ実施録、その他診療の過程で患者の身体状況、病状等について作成、記録された書面、画像等の一切）	診療録、看護記録、処方せん、画像を含む各種検査記録、検査結果報告書等、患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 患者本人（成人で判断能力がある場合） 2 患者の法定代理人 ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。 3 患者本人から代理権を与えられた親族 4 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者 5 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人 6 患者死亡後は遺族（法定相続人）に限定する 	<ol style="list-style-type: none"> 1 患者本人 2 患者が未成年者の場合の法定代理人 ただし、患者が満15歳以上の未成年の場合については、判断能力が不十分な場合を除き、本人の同意を必要とする。 3 患者が成年被後見人である場合の成年後見人。患者が被補助人又は被保佐人である場合の医療契約について代理権を持つ補助人又は保佐人。患者が任意後見契約を締結している場合の医療契約について代理権を持つ任意後見人 4 患者が成人で判断能力が不十分な場合は、実質的に患者の世話をしている親族又はこれに準ずる者 5 患者の同意を得た配偶者、3親等内の親族及び同居の親族
診療情報提供の申請方法	「診療情報の提供に係る申込書」による	「診療情報の提供申出書」による
診療情報の提供方法	閲覧、写しの交付、要約書の交付	閲覧、写しの交付、要約書の交付、説明文書の交付
費用負担	閲覧の他は診療記録等の開示を求めた者が負担	閲覧の他は申出者が負担
診療情報を提供しない場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三者の利益を害する恐れがあるとき 2 患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき 3 そのほか、診療記録等の開示を不当とする相当な事由が存在するとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 治療等への悪影響が懸念されるとき 2 第三者からの情報で、第三者の了解を得られないとき 3 関係者の権利利益を侵害するおそれがあるとき 4 患者が未成年者の場合で、法定代理人に提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき
その他事項	特になし	横浜市個人情報保護に関する条例に定める本人開示請求制度により、開示請求することを妨げない

市立病院の倫理委員会の委員構成

市民病院	港湾病院	脳血管医療センター
病院長	病院長	センター長
副院長	副院長	副センター長
がん検診センター所長	内科部長	脳神経外科部長
内科部長	整形外科診療担当部長	内科診療担当部長
麻酔科部長	麻酔科部長	リハビリテーション科医長
看護部長	放射線科診療担当部長	看護部長
管理部長	検査部長	管理部長
外部委員	薬剤科担当係長	外部委員
	看護部長	
	管理部長	
	庶務課長	
	医事課長	

現港湾病院の医師の状況について

臨床経験を積むためなど、いわゆる大学の医局から派遣により病院間を異動する医師は、現港湾病院では、現在、約30名程度おります。

アレルギーセンター医師、看護職の状況

平成16年2月1日現在

職 種		人 員	備 考
医 師	所長（囑託）	1	日本アレルギー学会認定医、同指導医 日本皮膚科学会専門医
	小児科医	1	日本小児科学会専門医 日本腎臓学会専門医
	小児科医	1	日本アレルギー学会認定医 日本小児科学会専門医
	小 計	3	
看護職		18	

患者引継ぎに対する本市の費用について

平成 16 年度港湾病院再整備事業費、16 億 2,920 万 1 千円のうち、現港湾病院の患者引継ぎ業務等に要する移転関連費用は 8 千万円を見込んでおり、その内容については次のとおりです。

現病院患者さんの引継ぎについては、

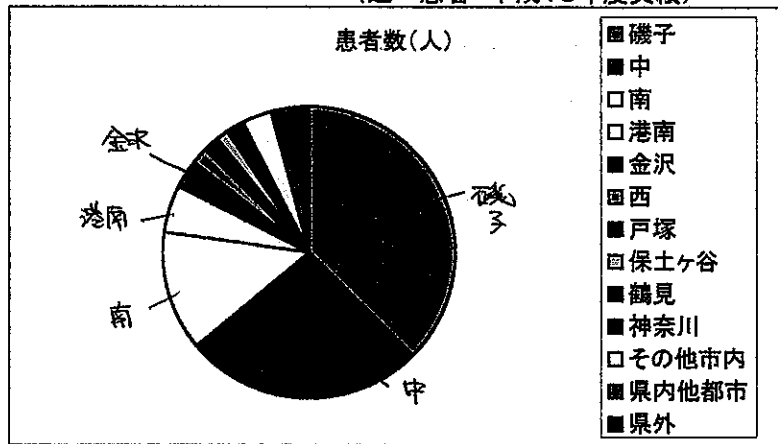
- ・ 患者情報（カルテ、検査データ等）の集約・移管準備
 - ・ 患者さんのサマリー作成
 - ・ 患者さんの移送及びカルテ等の搬送
 - ・ 放射性物質等の廃棄物処理 等
- を見込んでおります。

横浜赤十字病院の患者居住区

入院診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 磯子	44112	37.5
2 中	31094	26.4
3 南	15505	13.2
4 港南	6359	5.4
5 金沢	3609	3.1
6 西	2167	1.8
7 戸塚	1921	1.6
8 保土ヶ谷	1765	1.5
9 鶴見	1466	1.2
10 神奈川	979	0.8
その他市内	3705	3.1
県内他都市	2726	2.3
県外	2299	2.0
合計	117707	100.0

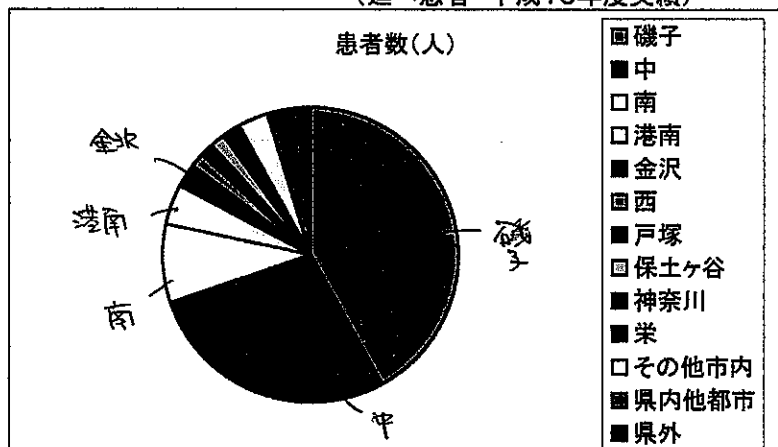
(延べ患者 平成13年度実績)



外来診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 磯子	100598	41.9
2 中	67206	28.0
3 南	20482	8.5
4 港南	10640	4.4
5 金沢	6413	2.7
6 西	3636	1.5
7 戸塚	3442	1.4
8 保土ヶ谷	3927	1.6
9 神奈川	2576	1.1
10 栄	2292	1.0
その他市内	7851	3.3
県内他都市	7950	3.3
県外	3249	1.4
合計	240262	100.0

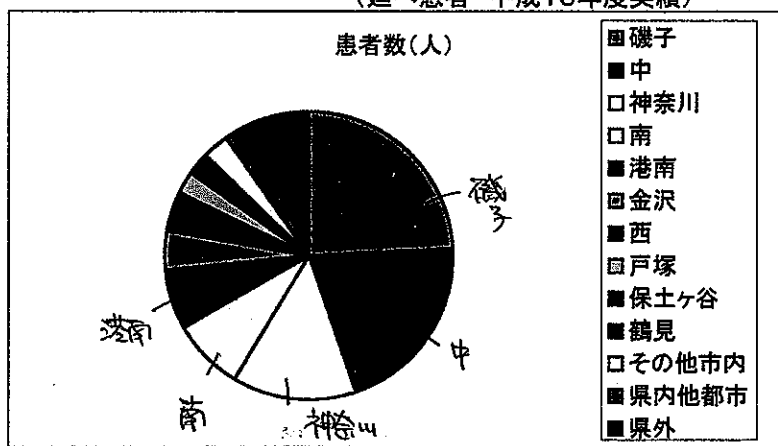
(延べ患者 平成13年度実績)



紹介診療圏内訳

診療圏	患者数(人)	構成比(%)
1 磯子	868	24.3
2 中	726	20.3
3 神奈川	502	14.0
4 南	295	8.2
5 港南	232	6.5
6 金沢	160	4.5
7 西	155	4.3
8 戸塚	96	2.7
9 保土ヶ谷	56	1.6
10 鶴見	24	0.7
その他市内	115	3.2
県内他都市	96	2.7
県外	251	7.0
合計	3576	100.0

(延べ患者 平成13年度実績)



横浜赤十字病院の生活保護患者数

区分		12年度	13年度	14年度
生活保護 (延べ患者数)	外来	8,849人	9,176人	9,516人
	入院	6,677人	6,096人	5,220人

外国人の未収患者数

区分		12年度	13年度	14年度
外国人未収	外来	22人	16人	18人
	入院	7人	5人	6人

外国人医療の未収患者数は、横浜市外国人救急医療対策費補助金申請の際の人数

横浜赤十字病院の平均在院日数、科別患者数

平成14年度 科別平均在院日数

科		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	合計
内科	在院患者延数	1023	1146	1096	1003	1014	1024	1016	812	892	934	1091	1164	1017.9	12,215
	新入院患者数	65	61	52	54	57	62	45	51	50	57	44	35	52.8	633
	退院患者数	51	57	59	48	62	47	46	45	55	33	45	44	49.3	592
	平均在院日数(日)	17.6	19.4	19.7	19.7	17.0	18.8	22.3	16.9	17.0	20.8	24.5	29.5	19.9	
呼吸器科	在院患者延数	761	908	957	1114	1171	748	793	969	1045	1235	1086	928	976.3	11,715
	新入院患者数	37	56	47	63	44	43	45	45	56	63	46	43	49.0	588
	退院患者数	39	46	50	48	64	31	41	46	58	57	46	47	47.8	573
	平均在院日数(日)	20.0	17.8	19.7	20.1	21.7	20.2	18.4	21.3	18.3	20.6	23.6	20.6	20.2	
消化器科	在院患者延数	953	940	749	689	590	594	778	940	900	804	805	829	797.6	9,571
	新入院患者数	41	54	39	37	44	43	59	60	53	57	48	42	48.1	577
	退院患者数	45	34	39	39	41	36	36	56	61	45	40	53	43.8	525
	平均在院日数(日)	22.2	21.4	19.2	18.1	13.9	15.0	16.4	16.2	15.8	15.8	18.3	17.5	17.4	
循環器科	在院患者延数	806	657	911	780	718	853	708	891	925	763	831	759	800.2	9,602
	新入院患者数	63	52	88	72	84	73	88	115	89	91	74	86	81.3	975
	退院患者数	78	47	86	79	77	72	93	110	96	84	70	94	82.2	986
	平均在院日数(日)	11.4	13.3	10.5	10.3	8.9	11.8	7.8	7.9	10.0	8.7	11.5	8.4	9.8	
小児科	在院患者延数	210	147	223	128	109	107	146	128	207	164	115	151	152.9	1,835
	新入院患者数	29	24	37	22	11	16	27	31	33	28	18	33	25.8	309
	退院患者数	30	23	33	26	16	11	31	27	32	29	17	34	25.8	309
	平均在院日数(日)	7.1	6.3	6.4	5.3	8.1	7.9	5.0	4.4	6.4	5.8	6.6	4.5	5.9	
外科	在院患者延数	1274	1279	1418	1375	1249	1121	1331	1434	1276	983	897	1116	1229.4	14,753
	新入院患者数	47	71	47	51	54	37	60	51	59	44	52	55	52.3	628
	退院患者数	62	60	55	54	65	48	62	50	85	35	46	70	57.7	692
	平均在院日数(日)	23.4	19.5	27.8	26.2	21.0	26.4	21.8	28.4	17.7	24.9	18.3	17.9	22.4	
整形外科	在院患者延数	653	731	785	699	625	664	672	509	596	667	614	548	646.9	7,763
	新入院患者数	13	20	21	24	16	18	18	19	26	17	17	11	18.3	220
	退院患者数	17	16	23	19	20	13	17	21	23	16	10	20	17.9	215
	平均在院日数(日)	43.5	40.6	35.7	32.5	34.7	42.8	38.4	25.5	24.3	40.4	45.5	35.4	35.7	
脳外科	在院患者延数	340	409	297	332	234	258	312	290	338	297	288	276	305.9	3,671
	新入院患者数	12	11	15	11	12	9	9	13	9	15	8	8	11.0	132
	退院患者数	5	12	14	11	13	8	7	10	14	8	10	9	10.1	121
	平均在院日数(日)	40.0	35.6	20.5	30.2	18.7	30.4	39.0	25.2	29.4	25.8	32.0	32.5	29.0	
産婦人科	在院患者延数	484	366	460	681	621	598	568	443	540	459	482	544	520.5	6,246
	新入院患者数	40	41	50	43	47	36	43	30	61	40	35	45	42.6	511
	退院患者数	38	46	41	35	42	40	42	32	58	36	28	44	40.2	482
	平均在院日数(日)	12.4	8.4	10.1	17.5	14.0	15.7	13.4	14.3	9.1	12.1	15.3	12.2	12.6	
眼科	在院患者延数	22	79	76	95	51	75	83	79	35	45	60	53	62.8	753
	新入院患者数	7	15	11	16	11	12	23	12	8	11	11	12	12.4	149
	退院患者数	7	13	11	15	14	14	18	19	9	12	8	16	13.0	156
	平均在院日数(日)	3.1	5.6	6.9	6.1	4.1	5.8	4.0	5.1	4.1	3.9	6.3	3.8	4.9	
耳鼻科	在院患者延数	378	319	442	513	349	406	319	326	359	330	382	514	386.4	4,637
	新入院患者数	54	48	55	71	41	58	35	43	37	41	44	60	48.9	587
	退院患者数	59	43	51	69	45	54	51	27	55	30	41	57	48.5	582
	平均在院日数(日)	6.7	7.0	8.3	7.3	8.1	7.3	7.4	9.3	7.8	9.3	9.0	8.8	7.9	
皮膚科	在院患者延数	202	199	157	152	150	130	147	52	193	175	129	98	148.7	1,784
	新入院患者数	21	21	18	17	15	17	15	7	24	18	11	13	16.4	197
	退院患者数	17	29	13	17	18	16	13	11	20	14	13	15	16.3	196
	平均在院日数(日)	10.6	8.0	10.1	8.9	9.1	7.9	10.5	5.8	8.8	10.9	10.8	7.0	9.1	
泌尿器科	在院患者延数	773	820	957	888	910	1022	860	705	735	818	699	735	826.8	9,922
	新入院患者数	57	53	46	61	82	58	50	47	52	52	53	62	56.1	673
	退院患者数	56	48	56	60	70	57	63	51	54	44	52	58	55.8	669
	平均在院日数(日)	13.7	16.2	18.8	14.7	12.0	17.8	15.2	14.4	13.9	17.0	13.3	12.3	14.8	
合計	在院患者延数	7879	8000	8528	8449	7791	7600	7733	7578	8041	7674	7479	7715	7872.3	94,467
	新入院患者数	486	527	526	542	518	482	517	524	557	534	461	505	514.9	6,179
	退院患者数	504	474	531	520	547	447	520	505	620	443	426	561	508.2	6,098
	平均在院日数(日)	15.9	16.0	16.1	15.9	14.6	16.4	14.9	14.7	13.7	15.7	16.9	14.5	15.4	

平均在院日数=在院患者延数÷(新入院患者数+退院患者数)÷2 医療保険患者を対象とし、自費・労災患者及び所定状態にある長期老人患者を除く。

平成14年度 科別・月別・入院患者 調査(延数)

◆入院患者延数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	1,163	1,329	1,213	1,084	1,132	1,104	1,094	864	992	1,017	1,302	1,315	13,609
呼吸器科	883	1,019	1,059	1,261	1,323	985	1,035	1,210	1,255	1,380	1,318	1,123	13,851
消化器科	1040	1012	841	755	673	685	876	1028	989	852	914	913	10,578
循環器科	896	726	1,000	864	809	925	809	1,055	1,062	908	927	902	10,883
小児科	240	169	256	153	126	118	177	155	239	197	139	191	2,160
外科	1,366	1,389	1,515	1,450	1,337	1,169	1,422	1,501	1,376	1,026	1,064	1,228	15,843
整形外科	728	806	839	795	826	792	941	745	820	806	743	700	9,541
皮膚科	219	228	170	188	199	176	171	78	213	199	154	128	2,123
泌尿器科	859	899	1,025	948	1,025	1,079	939	781	791	879	808	807	10,840
産婦人科	623	577	679	846	895	776	805	641	734	577	667	837	8,657
眼科	29	92	87	110	65	89	101	98	44	57	68	69	909
耳鼻科	437	362	493	590	394	460	370	353	414	360	432	572	5,237
脳外科	398	529	372	392	284	283	326	302	352	332	334	335	4,239
合計	8,881	9,137	9,549	9,436	9,088	8,641	9,066	8,811	9,281	8,590	8,870	9,120	108,470

◆入院一日平均

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	38.8	42.9	40.4	35.0	36.5	36.8	35.3	28.8	32.0	32.8	46.5	42.4	37.3
呼吸器科	29.4	32.9	35.3	40.7	42.7	32.8	33.4	40.3	40.5	44.5	47.1	36.2	37.9
消化器科	34.7	32.6	28.0	24.4	21.7	22.8	28.3	34.3	31.9	27.5	32.6	29.5	29.0
循環器科	29.9	23.4	33.3	27.9	26.1	30.8	26.1	35.2	34.3	29.3	33.1	29.1	29.8
小児科	8.0	5.5	8.5	4.9	4.1	3.9	5.7	5.2	7.7	6.4	5.0	6.2	5.9
外科	45.5	44.8	50.5	46.8	43.1	39.0	45.9	50.0	44.4	33.1	38.0	39.6	43.4
整形外科	24.3	26.0	28.0	25.6	26.6	26.4	30.4	24.8	26.5	26.0	26.5	22.6	26.1
皮膚科	7.3	7.4	5.7	6.1	6.4	5.9	5.5	2.6	6.9	6.4	5.5	4.1	5.8
泌尿器科	28.6	29.0	34.2	30.6	33.1	36.0	30.3	26.0	25.5	28.4	28.9	26.0	29.7
産婦人科	20.8	18.6	22.6	27.3	28.9	25.9	26.0	21.4	23.7	18.6	23.8	27.0	23.7
眼科	1.0	3.0	2.9	3.5	2.1	3.0	3.3	3.3	1.4	1.8	2.4	2.4	2.5
耳鼻科	14.6	11.7	16.4	19.0	12.7	15.3	11.9	11.8	13.4	11.6	15.4	18.5	14.3
脳外科	13.3	17.1	12.4	12.6	9.2	9.4	10.5	10.1	11.4	10.7	11.9	9.1	11.6
合計	296.0	294.7	318.3	304.4	293.2	288.0	292.5	293.7	299.4	277.1	316.8	294.2	297.4
算定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

◆前年度入院患者延数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	1,320	1,407	1,292	1,249	1,500	1,301	1,345	1,480	1,344	1,304	1,212	1,212	15,966
呼吸器科	1,619	1,638	1,554	1,638	1,308	1,013	1,320	1,253	1,191	1,045	1,246	1,220	16,045
消化器科	1,129	881	865	953	872	851	748	870	786	811	844	949	10,559
循環器科	884	942	998	989	832	653	797	871	1,041	937	1,027	1,127	11,098
小児科	177	196	121	161	74	146	217	275	253	126	163	310	2,219
外科	1,500	1,709	1,784	1,757	1,660	1,451	1,718	1,576	1,293	1,320	1,275	1,338	18,381
整形外科	860	699	699	785	933	849	920	816	1,008	1,064	843	897	10,373
皮膚科	102	132	248	234	197	231	242	197	185	213	145	149	2,275
泌尿器科	893	788	874	1,086	1,134	896	1,073	861	976	941	1,072	1,147	11,741
産婦人科	800	897	719	976	852	659	772	906	649	741	631	671	9,273
眼科	88	127	138	157	123	98	63	96	86	96	130	68	1,270
耳鼻科	549	387	498	509	544	531	514	491	490	533	394	432	5,872
脳外科	446	470	327	267	238	287	265	376	364	364	408	468	4,280
合計	10,367	10,273	10,117	10,761	10,267	8,966	9,994	10,068	9,666	9,495	9,390	9,988	119,352

◆前年度入院一日平均

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	44.0	45.4	43.1	40.3	48.4	43.4	43.4	49.3	43.4	42.1	43.3	39.1	43.7
呼吸器科	54.0	52.8	51.8	52.8	42.2	33.8	42.6	41.8	38.4	33.7	44.5	39.4	44.0
消化器科	37.6	28.4	28.8	30.7	28.1	28.4	24.1	29.0	25.4	26.2	30.1	30.6	28.9
循環器科	29.5	30.4	33.3	31.9	26.8	21.8	25.7	29.0	33.6	30.2	36.7	36.4	30.4
小児科	5.9	6.3	4.0	5.2	2.4	4.9	7.0	9.2	8.2	4.1	5.8	10.0	6.1
外科	50.0	55.1	59.5	56.7	53.5	48.4	55.4	52.5	41.7	42.6	45.5	43.2	50.4
整形外科	28.7	22.5	23.3	25.3	30.1	28.3	29.7	27.2	32.5	34.3	30.1	28.9	28.4
皮膚科	3.4	4.3	8.3	7.5	6.4	7.7	7.8	6.6	6.0	6.9	5.2	4.8	6.2
泌尿器科	29.8	25.4	29.1	35.0	36.6	29.9	34.6	28.7	31.5	30.4	38.3	37.0	32.2
産婦人科	26.7	28.9	24.0	31.5	27.5	22.0	24.9	30.2	20.9	23.9	22.5	21.6	25.4
眼科	2.9	4.1	4.6	5.1	4.0	3.3	2.0	3.2	2.8	3.1	4.6	2.2	3.5
耳鼻科	18.3	12.5	16.6	16.4	17.5	17.7	16.6	16.4	15.8	17.2	14.1	13.9	16.1
脳外科	14.9	15.2	10.9	8.6	7.7	9.6	8.5	12.5	11.7	11.7	14.6	15.1	11.7
合計	345.6	331.4	337.2	347.1	331.2	298.9	322.4	335.6	311.8	306.3	335.4	322.2	327.0
算定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

平成14年度 科別・月別・外来患者 調査(延数)

◆外来患者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	2,937	2,760	2,637	2,698	2,562	2,312	2,722	2,520	2,607	2,729	2,468	2,459	31,411
呼吸器科	989	991	895	1,033	938	922	1,078	973	952	951	833	977	11,532
消化器科	1,874	1,720	1,816	1,841	1,789	1,635	1,813	1,671	1,660	1,685	1,597	1,767	20,868
循環器科	2,025	1,673	1,803	1,674	1,796	1,469	1,794	1,604	1,664	1,530	1,496	1,552	20,080
小児科	531	605	582	638	484	514	598	611	682	777	742	707	7,471
外科	1,019	941	920	951	939	823	973	883	851	838	788	920	10,846
整形外科	3,138	2,946	2,891	3,223	3,172	2,832	3,003	2,778	2,624	2,474	2,470	2,580	34,131
皮膚科	1,495	1,523	1,536	1,775	1,810	1,465	1,553	1,447	1,377	1,265	1,143	1,414	17,803
泌尿器科	1,478	1,261	1,371	1,460	1,442	1,230	1,415	1,307	1,292	1,240	1,280	1,378	16,154
産婦人科	1,073	1,070	1,101	1,155	1,140	968	1,086	996	983	916	870	952	12,310
眼科	1,200	1,167	1,122	1,336	1,279	1,226	1,253	1,190	1,249	1,103	1,095	1,267	14,487
耳鼻科	1,790	1,586	1,428	1,460	1,308	1,347	1,251	1,119	1,240	1,161	1,196	1,311	16,197
脳外科	727	645	631	704	672	577	710	662	663	577	643	682	7,893
放射線科	107	102	70	144	109	146	107	113	108	79	117	95	1,297
合計	20,383	18,990	18,803	20,092	19,440	17,466	19,356	17,874	17,952	17,325	16,738	18,061	222,480

◆前年度外来患者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	2,861	3,111	3,061	3,000	3,014	2,842	3,112	2,997	2,961	2,820	2,855	2,859	35,493
呼吸器科	959	981	943	1,033	977	871	1,085	1,096	1,035	897	917	968	11,762
消化器科	1,567	1,714	1,788	1,761	1,741	1,673	1,912	1,799	1,744	1,684	1,731	1,819	20,933
循環器科	1,889	1,970	1,953	1,855	1,977	1,794	2,066	1,927	1,985	1,892	1,783	1,878	22,969
小児科	550	546	580	587	507	409	592	677	733	545	638	594	6,958
外科	881	954	855	963	925	880	978	935	967	877	933	997	11,145
整形外科	3,040	3,129	3,258	3,232	3,304	2,968	3,303	3,182	3,059	2,798	2,807	3,082	37,162
皮膚科	1,503	1,678	1,830	1,882	1,928	1,662	1,751	1,578	1,637	1,330	1,431	1,574	19,784
泌尿器科	1,319	1,375	1,494	1,410	1,416	1,350	1,541	1,406	1,500	1,319	1,263	1,439	16,832
産婦人科	1,097	1,123	1,125	1,208	1,200	1,070	1,239	1,062	1,107	986	1,007	1,059	13,283
眼科	1,241	1,333	1,335	1,306	1,374	1,177	1,283	1,221	1,306	1,089	1,128	1,268	15,061
耳鼻科	1,965	1,903	1,772	1,647	1,577	1,410	1,633	1,617	1,642	1,548	1,771	2,080	20,565
脳外科	671	677	726	685	675	635	713	749	731	664	656	718	8,300
合計	19,543	20,494	20,720	20,569	20,615	18,741	21,208	20,246	20,407	18,449	18,920	20,335	240,247
放射線科	96	81	111	94	164	75	80	103	107	72	81	136	1,200

◆外来一日平均

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	127.7	131.4	114.7	112.4	102.5	110.1	113.4	109.6	124.1	130.0	117.5	106.9	116.3
呼吸器科	43.0	47.2	38.9	43.0	37.5	43.9	44.9	42.3	45.3	45.3	39.7	42.5	42.7
消化器科	81.5	81.9	79.0	76.7	71.6	77.9	75.5	72.7	79.0	80.2	76.0	76.8	77.3
循環器科	88.0	79.7	78.4	69.8	71.8	70.0	74.8	69.7	79.2	72.9	71.2	67.5	74.4
小児科	23.1	28.8	25.3	23.6	19.4	24.5	24.9	26.6	32.5	37.0	35.3	30.7	27.7
外科	44.3	44.8	40.0	39.6	37.6	39.2	40.5	38.4	40.5	39.9	37.5	40.0	40.2
整形外科	136.4	140.3	125.7	134.3	126.9	134.9	125.1	120.8	125.0	117.8	117.6	112.2	126.4
皮膚科	65.0	72.5	66.8	74.0	72.4	69.8	64.7	62.9	65.6	60.2	54.4	61.5	65.9
泌尿器科	64.3	60.0	59.6	60.8	57.7	58.6	59.0	56.8	61.5	59.0	61.0	59.9	59.8
産婦人科	46.7	51.0	47.9	48.1	45.6	46.1	45.3	43.3	46.8	43.6	41.4	41.4	45.6
眼科	52.2	55.6	48.8	55.7	51.2	58.4	52.2	51.7	59.5	52.5	52.1	55.1	53.7
耳鼻科	77.8	75.5	62.1	60.8	52.3	64.1	52.1	48.7	59.0	55.3	57.0	57.0	60.0
脳外科	31.6	30.7	27.4	29.3	26.9	27.5	29.6	28.8	31.6	27.5	30.6	29.7	29.2
放射線科	4.7	4.9	3.0	6.0	4.4	7.0	4.5	4.9	5.1	3.8	5.6	4.1	4.8
合計	886.2	904.3	817.5	837.2	777.6	831.7	806.5	777.1	854.9	825.0	797.0	785.3	825.0
算定日数	23	21	23	24	25	21	24	23	21	21	21	23	270

◆前年度外来一日平均

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
内科	130.0	141.4	127.5	130.4	120.6	135.3	129.7	136.2	141.0	134.3	136.0	124.3	131.9
呼吸器科	43.6	44.6	39.3	44.9	39.1	41.5	45.2	49.8	49.3	42.7	43.7	42.1	43.7
消化器科	71.2	77.9	74.5	76.6	69.6	79.7	79.7	81.8	83.0	80.2	82.4	79.1	77.8
循環器科	85.9	89.5	81.4	80.7	79.1	85.4	86.1	87.6	94.5	90.1	84.9	81.7	85.4
小児科	25.0	24.8	24.2	25.5	20.3	19.5	24.7	30.8	34.9	26.0	30.4	25.8	25.9
外科	40.0	43.4	35.6	41.9	37.0	41.9	40.8	42.5	46.0	41.8	44.4	43.3	41.4
整形外科	138.2	142.2	135.8	140.5	132.2	141.3	137.6	144.6	145.7	133.2	133.7	134.0	138.1
皮膚科	68.3	76.3	76.3	81.8	77.1	79.1	73.0	71.7	78.0	63.3	68.1	68.4	73.5
泌尿器科	60.0	62.5	62.3	61.3	56.6	64.3	64.2	63.9	71.4	62.8	60.1	62.6	62.6
産婦人科	49.9	51.0	46.9	52.5	48.0	51.0	51.6	48.3	52.7	47.0	48.0	46.0	49.4
眼科	56.4	60.6	55.6	56.8	55.0	56.0	53.5	55.5	62.2	51.9	53.7	55.1	56.0
耳鼻科	89.3	86.5	73.8	71.6	63.1	67.1	68.0	73.5	78.2	73.7	84.3	90.4	76.4
脳外科	30.5	30.8	30.3	29.8	27.0	30.2	29.7	34.0	34.8	31.6	31.2	31.2	30.9
合計	888.3	931.5	863.3	894.3	824.6	892.4	883.7	920.3	971.8	878.5	901.0	884.1	893.1
算定日数	22	22	24	23	25	21	24	22	21	21	21	23	269

横浜赤十字病院職員の職種別構成、平均年齢

平成16年2月1日現在

職種	人数	平均年齢
医師	51	40.7
看護職	210	31.7
医療技術職	53	39.8
事務	48	41.7
その他	50	46.6
合計	412	36.8

横浜赤十字病院の基本理念

- 一、私たちは、赤十字の人道・博愛・奉仕の精神のもと、患者さま中心の医療を行います。
- 一、私たちは、地域のみなさまから信頼される病院づくりに努めます。
- 一、私たちは、常に新しく安全な医療が提供できるよう心がけます。
- 一、私たちは、災害救護や福祉活動など社会活動に積極的に参加します。



 **横浜赤十字病院**
YOKOHAMA RED CROSS HOSPITAL



地域社会に信頼される「急性期病院」を目指します。

大正12年9月1日、関東地方一帯にマグニチュード7.9(震度6の烈震)の大災害が発生したことにより、その被害は、東京、神奈川のほか、7府県にも及び、倒壊、焼失、流失した家屋は56万2,000余戸にも達しました。

被災者は数百万にもほり、そのうち死者9万9,474人、行方不明者3万8,782人、重軽傷者10万2,961人であったと言われています。この震災発生と同時に、日本赤十字社神奈川県支部は、当地で救護活動を開始しました。それとともに、大正13年4月には、磯子区東町の大村医院を大村民蔵氏の厚意により譲り受け、日本赤十字社神奈川県支部根岸療院を開設いたしました。これが当院の始まりです。

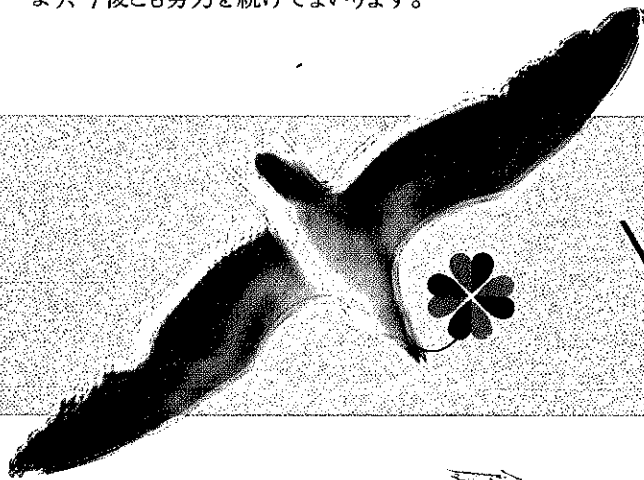
その後、終戦の頃までは、当地においても、急性感染症である結核や赤痢等が蔓延しましたが、医学の発展とともに抗生物質が開発され、第二のピーク期を終えることとなります。しかし、近代では、急性感染症の流行こそ少なくなりましたが、これに反し、がん、心疾患、脳血管疾患といった成人病や生活習慣病が増大しています。

当地においても、年々、近隣医療施設が新しくなっておりますが、横浜赤十字病院は、これまで培ってきたものを礎に、さらに「医療の質」を向上させるためにはどうすれば良いのか、日々研鑽し、その結果として、患者様から「選んでよかった」と言われる病院であるよう、今後とも努力を続けてまいります。



横浜赤十字病院
院長 天川 孝則

愛と信頼の赤十字です



YOKOHAMA

患者様との
コミュニケーションを
より密接なものに
するために……

私たちは、患者さまが
医療を受けるために
次に掲げる権利を
尊重します。

- ① 適切な医療を受ける権利
- ② 個人の尊厳が尊重される権利
- ③ プライバシーを保護される権利
- ④ 医療上の情報、説明を受ける権利
- ⑤ 医療行為を選択する権利

患者さまの適切な
療養のために次のことを
守っていただきますよう
お願い致します。

- ① 医師や看護師に対し自分の健康に関する情報を積極的にお知らせ下さい。
- ② 医療行為は、理解し、納得したうえでお受け下さい。
- ③ 他の患者さまの医療に支障を与えたり、迷惑がけないようにして下さい。
- ④ 患者さまと当院との約束ごとは必ずお守り下さい。

●内科

内科は、地域の最前線の医療分野であり、かつ高い専門性も兼ね合わせもつという当院の特性も有しています。地域医療の点から言えば、いわゆるプライマリーケアを重点的に担当しています。

●消化器科

消化器科は、超音波、X線透視、内視鏡、CT、MRI、RI等を駆使し、疾病の早期診断・早期治療に重点をおいています。早期胃癌や早期大腸癌に対しては、内視鏡的粘膜切除術を、また総胆管結石症などには、内視鏡的胆道ドレナージを積極的に施行しています。

●小児科

日本小児科学会研究施設に認定されており、小児医療全般を行っています。また、日本アレルギー学会認定教育施設であり、アレルギー免疫外来、ハイリスク児の予防接種も行っています。

●皮膚科

皮膚科領域すべての疾患について診療を行っています。治療は、個々の症例の原因・重傷度等に応じて選択しており、例えばアトピー性皮膚炎、帯状疱疹などでも重傷例では短期間の入院加療も行っています。

●整形外科

整形外科疾患全般について診療を行っています。近年は高齢化を反映してか、変形性関節症や変形性脊椎症などの変形性疾患や大腿骨頸部骨折などが増加する傾向にあり、的確に対応していきます。

●外科

最近では、腹腔鏡下胆のう摘手術をはじめ、腹腔鏡下胃・大腸切除術、及び鏡視下乳腺・甲状腺切除術を積極的に施行し、術後の疼痛の軽減、入院期間の短縮、美容上の満足度向上を図っています。

●循環器科

循環器科は、カテーテルを用いた不整脈の根治療法(カテーテルアブレーション)と冠動脈疾患(PTCA)に力を入れています。

●眼科

白内障手術及び、糖尿病網膜症治療に積極的に取り組んでいます。また、近年重要性が高まってきている緑内障健診も行っています。
○日本眼科学会専門医制度研修施設の認定を受けています。

●泌尿器科

泌尿器科疾患全般の診療を行っています。尿路結石に対する体外衝撃波破碎術、前立腺肥大症に対する経尿道的手術、尿路性器悪性腫瘍に対する手術を中心とした集学的治療、精路閉塞性男性不妊症の手術とEDの診断治療に力を注いでいます。

●脳神経外科

脳下垂体腺腫の治療が専門ですが、頸椎疾患を含むすべての疾患について診療しています。
○日本脳神経外科学会及び日本脳卒中学会専門医です。

●呼吸器科

呼吸器疾患全般の診療を行っていますが、特に肺癌、気管支喘息をはじめとする閉塞性肺疾患、間質性肺炎などのびまん性肺疾患、呼吸器感染症の治療に力を入れています。

●産婦人科

婦人科領域は、全般にわたり行います。また、周産期領域は、多岐にわたる合併症妊娠にほとんど対応しています。

●耳鼻咽喉科

○めまいを中心とした充実の神経耳科領域診療
○鼻、副鼻腔の内視鏡手術

●看護部

赤十字の理念と病院の方針に基づき、「患者さまのニーズに応じた継続性のある看護の提供」を目指しています。また、質の高い看護が実践できる人材育成のため、専門性・人間性の向上を目的とした教育に力を注いでいます。

●ケアプラン 横浜赤十字

介護保険のサービスを利用される方が、自宅において日常生活を営むために必要なケアプランを作成し、サービスを適切に利用できるように支援します。

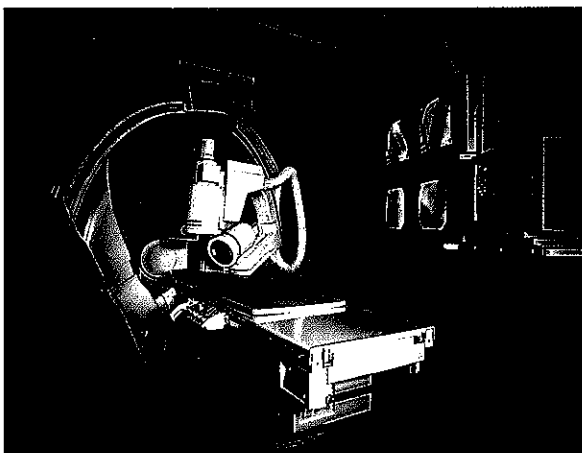
●訪問看護ステーション

住み慣れた街や自宅で療養が継続できるようにご自宅を訪問して、看護サービスの提供と介護のご家族への支援を行っています。



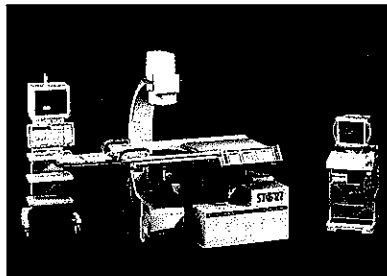
RED CROSS HOSPITAL

最新の設備



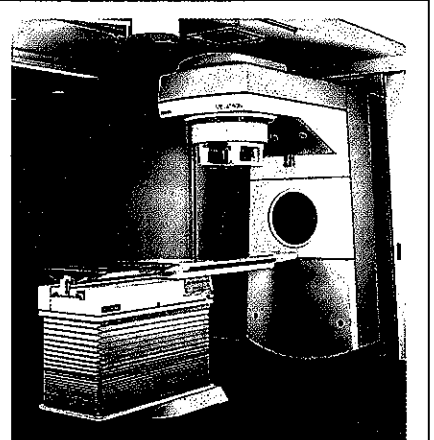
循環器X線撮影装置

末梢の静脈から挿入して、心肺機能や心血管系を造影する検査。応用として、PTCA(狭心症の原因となる狭窄部を心カテーテル法を応用し、バルーン付カテーテルを圧排し、冠血流の再開を図る)や、不整脈に対する電気整理解の検査と、その治療であるカテーテル・アブレーション等に広範囲に用いられています。



結石破碎装置

結石に対する開腹手術はほとんど行われなくなって来ており、体外衝撃波結石破碎装置を用いる方法が、尿路結石治療の第一選択となっています。本機はX線及び超音波の短所を補う為にX線・超音波併用型であり又、結石の位置合わせが患者様の体の下から垂直に上がり照射と同軸方向に在るためずれがなく正確な破碎と治療時間の短縮が可能です。



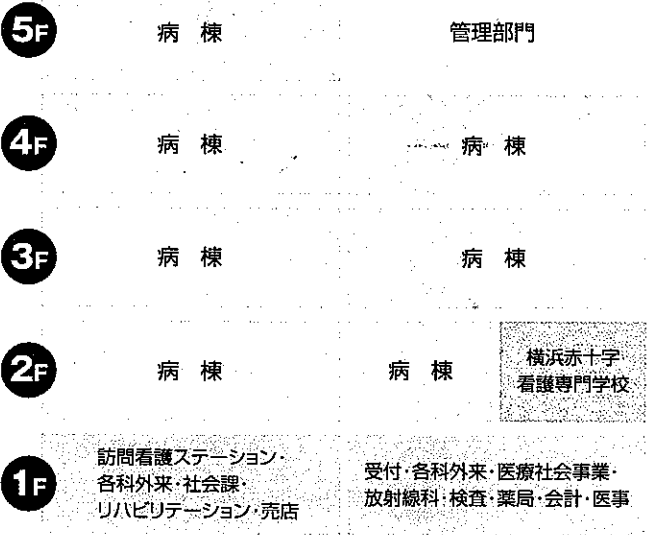
リニアック

高周波の加速電界を繰り返し電子に作用させることにより、高エネルギーX線が得られる。現在の放射線がん治療の主流です。

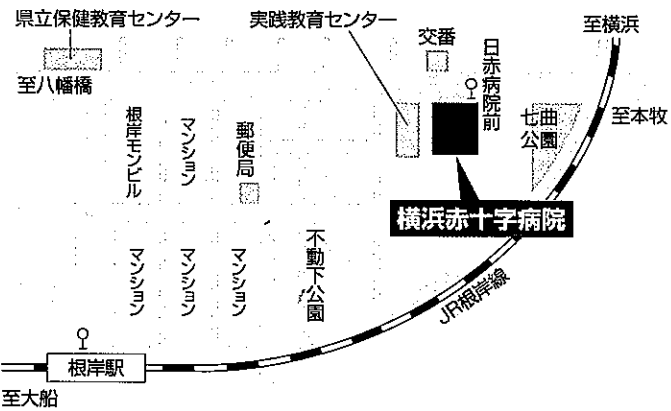
その他
の機器

- DSA装置(デジタルX-TV)
- X線CT
- MRI

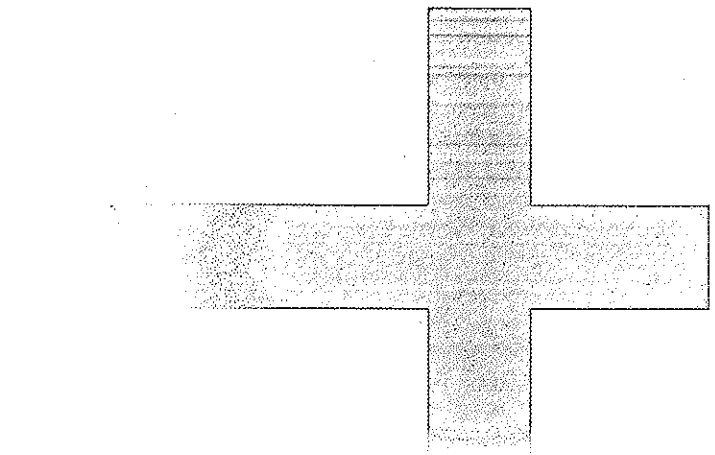
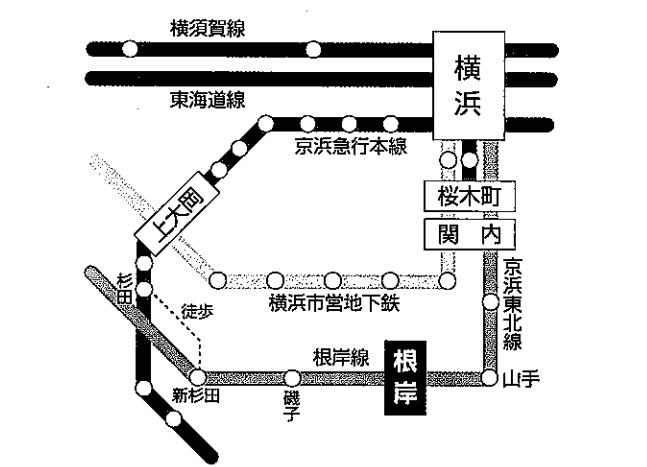
建物のご案内



横浜赤十字病院へのアクセス



- 電車 JR根岸線根岸駅下車 徒歩10分
 - バス 根岸駅より58、99、101系統にて日赤病院前下車
横浜駅より58系統
桜木町駅より58、99、101系統にて日赤病院前下車
- ※駐車台数に限りがありますので、お車でのご来院はなるべくご遠慮ください。
なお駐車場入口は七曲公園側にあります。



横浜赤十字病院の沿革

- 大正13年 4月 日本赤十字社神奈川県支部根岸療院を開設した。病床数 42床
- 昭和9年 8月 新病棟を増築。病床数 82床
- 昭和19年 4月 戦時救護看護婦養成のため乙種看護婦養成所を併設
- 昭和21年 6月 横浜赤十字病院と改称。病床数 130床
- 昭和24年 11月 病院本館増改築工事完成し、高松宮殿下をお迎えして竣工式を行う。
- 昭和25年 3月 甲種看護婦養成所の指定を受け、横浜赤十字高等看護学院と改称。
- 昭和33年 6月 総合病院の名称使用承認
- 昭和37年 12月 現病院新築第1期工事着手
- 昭和39年 5月 現病院で診療業務開始
- 昭和39年 8月 救急告示病院に指定
- 昭和42年 3月 新築第2期工事完成。病床数 310床(内結核95床)
- 昭和50年 3月 横浜市夜間急患診療輪番体制が実施され、当院も参加
- 昭和51年 4月 看護学院が横浜赤十字看護専門学校と改称
- 昭和62年 3月 増床申請許可
- 平成元年 3月 東館使用許可。病床数 304床
- 平成2年 1月 西館使用許可。病床数 380床
- 平成7年 1月 阪神淡路大震災に救護班派遣
- 平成12年 4月 有珠山避難住民に対し救護班派遣
- 平成12年 10月 新島震災住民に対し救護班派遣
- 平成14年 4月 厚生労働大臣「臨床研修指定病院」認定

横浜赤十字病院 概要(平成15年4月1日現在)

- 敷地面積 9,917.35㎡
- 延床面積 17,244.5㎡
- 建物構造 鉄筋コンクリート造、地下2階、地上5階
- 許可病床数 380床
- 診療科目 内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科
- 併設施設 横浜赤十字看護専門学校、ケアプラン横浜赤十字、横浜赤十字訪問看護ステーション
- 指定機関 臨床研修指定病院
日本病院会指定人間ドック優良施設



〒231-0836 横浜市中区根岸町2-85
TEL:045-622-0101(代)
<http://www.yha.carenet.ne.jp/yokohama/sekizyuzi/main.htm>

日本赤十字社定款

日本赤十字社定款

昭和27年10月31日
本達甲第3号

[厚生大臣認可]

沿革	昭和31年4月1日本達甲第1号	昭和32年4月5日本達甲第1号
	昭和38年6月20日本達甲第1号	昭和39年5月28日本達甲第3号
	昭和39年12月14日本達甲第5号	昭和40年4月26日本達甲第4号
	昭和43年3月21日本達甲第1号	昭和46年4月1日本達甲第4号
	昭和47年5月15日本達甲第3号	昭和49年11月7日本達甲第8号
	昭和50年4月1日本達甲第5号	昭和51年4月1日本達甲第4号
	昭和52年4月1日本達甲第1号	昭和54年3月30日本達甲第4号
	昭和55年3月15日本達甲第2号	昭和61年4月1日本達甲第7号
	平成元年4月1日本達甲第1号	平成4年3月31日本達甲第3号
	平成13年6月1日本達甲第1号	平成13年10月23日本達甲第4号
	平成14年3月27日本達甲第3号	平成15年3月24日本達甲第2号

日本赤十字社定款を別冊のとおり改正する。

(別冊)

日本赤十字社定款

目次

第1章 総則(第1条 - 第10条)

第2章 社員(第11条 - 第18条)

第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与(第19条 - 第21条)

第4章 役員及び理事会(第22条 - 第34条)

第5章 代議員及び代議員会(第35条 - 第46条)

第6章 業務及びその執行(第47条 - 第53条)

第7章 資産及び会計(第54条 - 第60条)

第8章 支部(第61条 - 第77条)

附則

第1章 総則

第1条 本社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づいて設立された法人とする。

第2条 本社は、日本赤十字社と称する。

第3条 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第4条 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。

第5条 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。

第6条 本社の標章は、白地赤十字とする。

第7条 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。

第8条 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物によつて行うほか、官報に掲載して行う。

第9条 この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。

第10条 本社は、法律によるのでなければ解散しない。

第2章 社員

第11条 本社は、社員をもつて組織する。

第12条 何人も、社員となるにつき、及び社員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されることがない。

第13条 社員として加入しようとする者は、別に定める規則に従つて、その申込をしなければならない。

2 本社の業務に功労のあつた者は、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、社員とすることができる。

第14条 社員は、何時でも脱退することができる。

2 社員は、左に掲げる事由によつて脱退する。

(1) 死亡（法人の場合にあつては、解散）

(2) 社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達したこと。

(3) 除名

3 除名は、左の各号の一に該当する社員につき、代議員会の議決によつてこれを行うことができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その社員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本社の名誉をき損した社員

(2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした社員

4 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもつてその社員に対抗することができない。

第15条 社員は、左に掲げる権利を有する。

(1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 本社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が社員となつた場合は、前項に規定する社員の権利(役員に選出される権利を除く。)は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもつて、代えることができる。

第16条 社員は、社費として年額500円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により社員となつた者は、前項の規定にかかわらず、社費を納めないことができる。

3 社員に対しては、別に定める規則により、社員章を交付する。

第17条 多額の社費を納めた社員又は本社の業務について特別の功勞のあつた社員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる社員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

第18条 社員又はその他の者であつて本社の業務について著しい功勞のあつた者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた社員は、第16条第1項の規定にかかわらず、社費を納めないことができる。

第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

第19条 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

第20条 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

第21条 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第4章 役員、理事会等

第22条 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事6人及び監事3人を置く。

第23条 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときはその職務を代行し、社

長及び副社長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本社の業務を監査する。

第24条 社長、副社長及び監事は、社員の中から、代議員会において、選出する。

2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもつて代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であつて社員であるものの中から、代議員会において、選出する。

第25条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1箇月以内にこれを補充しなければならない。

第26条 役員の任期は、3年とする。

2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなつても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

第27条 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

第28条 役員は、名誉職とする。

2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第29条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任を議決することができる。

2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

第30条 日本赤十字社法第38条(解任勧告)の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があつた場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならない。

第31条 社長、副社長及び理事をもつて理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。

3 理事会は、理事会を構成する役員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

(1) 代議員会に付議すべき事項

(2) 諸規程の制定及び改廃

(3) 1件につき金額1億円以上の借入金(短期借入金を除く。)

- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第33条 理事会に、常任理事会を置き、理事会において委任した事項について審議する。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事12人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
- 5 理事会は、第1項の規定により常任理事会に委任した事項については、常任理事会の議決をもって理事会の議決とすることができる。

第34条 この定款に規定する事項のほか、理事会及び常任理事会の運営に関する事項は、理事会で定める。

第34条の2 多年社長の職にあつて、本社の事業について、著しい功労のあつた者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくることができる。

第5章 代議員及び代議員会

第35条 本所に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、社員の中から選出された代議員をもって組織する。

第36条 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

第37条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算
- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第38条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

第40条 代議員は名誉職とする。

第41条 代議員会は、少くとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

- 2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあつたと

きは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

第42条 代議員会を招集するときは、会日の少くとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合には、この限りでない。

第43条 代議員会は、代議員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもつて、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもつて他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

第44条 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合には、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

第45条 代議員会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第46条 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもつて賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

第6章 業務及びその執行

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

(1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。

(2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。

(3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

(4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

(1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。

(2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。

(3) 病院及び診療所を経営すること。

(4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。

- (5) 救急法、水上安全法その他の安全事業を普及し、その指導を行うこと。
- (6) 家庭看護法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。
- (7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。
- (8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。
- (9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。
- (10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。
- (11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。
- (12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保する。

2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。

3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもつて定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

第51条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

第52条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

第53条 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

2 職員に関する事項は、別に規則をもつて定める。

第7章 資産及び会計

第54条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 社費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

第56条 本社の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う

場合、その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

第57条 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

第58条 本社に、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

第59条 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

第60条 資産の管理、処分その他については、別に規則をもつて定める。

第8章 支部

第61条 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

2 支部の下部機関として、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区（以下「区」という。）の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市（地区本部を置く市を除く。）若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。

3 政令指定都市（地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。）に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

第62条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

2 支部長は、支部の業務を管理する。

3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。

4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

第63条 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第64条 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における社員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

第65条 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

第66条 支部に、支部の業務につき協賛を求めするため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

第67条 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。

3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

第68条 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における社員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。

3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

第69条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

第70条 支部に、評議員会を置く。

2 評議員会は、支部の区域内における社員（法人が社員となつた場合は、その法人を代表する役員）の中から選出された評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

第71条 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

第72条 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

第73条 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に係のある者であつて社員であるものの中から、支部長が選出することができる。

2 各地区の区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。

3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第74条 各地区の区域において選出すべき評議員の選出は、市若しくは区の地区又は各分区における社員の中からその都度選出された評議員推薦委員によつて行う。

2 評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、別に規則をもつて定める。

第75条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第76条 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

第77条 この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもつて定める。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。但し、この定款施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）の定款は、旧法人が日本赤十字社法による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるまでの間、旧法人に関しなおその効力を有するものとする。

【註】 「認可の日」= 昭和27年10月31日

- 2 組織変更の際に選出すべき評議員の選出に関する第8章の規定の適用については、同章中支部、地区、分区、社長及び支部長とあるのは、それぞれ旧法人の支部、委員部、分区、社長及び支部長と読み替えるものとする。
- 3 組織変更の際における第74条第1項の規定による評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、同条第2項の規定にかかわらず、旧法人の社長が定める。
- 4 旧法人の正社員、終身正社員、特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となつた日において、第13条第1項の規定による社員とする。但し、終身正社員、特別社員又は名誉社員であつた者は、第16条第1項の規定による社費を納めないことができる。
- 5 旧法人の特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となつた日において、第17条の規定による特別社員又は名誉社員の称号をおくつたものとする。
- 6 旧法人の業務運営上の諸規程は、この定款に抵触するものを除き、新法人の業務運営上の諸規程が施行されるまでの間、それぞれ有効とする。

附 則〔昭和38年6月20日本達甲第1号〕

この定款は、昭和38年6月20日から施行する。

附 則〔昭和39年5月28日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」= 昭和39年5月28日

附 則〔昭和39年12月14日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、昭和39年12月14日から施行する。

附 則〔昭和40年4月26日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、昭和40年4月26日から施行する。

附 則〔昭和43年3月21日本達甲第1号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」= 昭和43年3月21日

附 則〔昭和46年4月1日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」=昭和46年4月1日

附 則〔昭和47年5月15日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則〔昭和49年11月7日本達甲第8号〕

1 この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」=昭和49年11月7日

附 則〔昭和50年4月1日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」=昭和50年4月1日

附 則〔昭和51年4月1日本達甲第4号〕

1 この変更の規定は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この変更の規定の施行の際、現に沖縄県支部の支部長、副支部長及び監査委員並びに地区長、副地区長、分区長及び副分区長の職にある者については、なお従前の例による。

附 則〔昭和52年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、昭和52年4月1日から施行する。但し、第7条の改正規定は、昭和52年4月20日から施行する。

附 則〔昭和54年3月30日本達甲第4号〕

この変更の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

但し、第17条の改正規定は昭和54年10月1日から施行する。

附 則〔昭和55年3月15日本達甲第2号〕

この変更の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則〔昭和61年4月1日本達甲第7号〕

1 この変更の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」=昭和61年4月1日

2 この定款施行の際現に社員である者が納める社費の年額は、変更後の第16条の規

定にかかわらず、昭和64年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成元年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則〔平成4年3月31日本達甲第3号〕

この変更の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成13年6月1日本達甲第1号〕

この変更は、平成13年6月1日から施行し、変更後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則〔平成13年10月23日本達甲第4号〕

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月27日本達甲第3号〕

この変更は、平成14年3月27日から施行し、変更後の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則〔平成15年3月24日本達甲第2号〕

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1

北海道支部	11人	石川県支部	3人	岡山県支部	5人
青森県支部	3人	福井県支部	2人	広島県支部	6人
岩手県支部	4人	山梨県支部	2人	山口県支部	4人
宮城県支部	4人	長野県支部	6人	徳島県支部	2人
秋田県支部	4人	岐阜県支部	4人	香川県支部	3人
山形県支部	4人	静岡県支部	7人	愛媛県支部	4人
福島県支部	6人	愛知県支部	9人	高知県支部	2人
茨城県支部	6人	三重県支部	4人	福岡県支部	9人
栃木県支部	5人	滋賀県支部	2人	佐賀県支部	2人
群馬県支部	5人	京都府支部	5人	長崎県支部	4人
埼玉県支部	6人	大阪府支部	9人	熊本県支部	5人
千葉県支部	6人	兵庫県支部	9人	大分県支部	3人
東京都支部	13人	奈良県支部	2人	宮崎県支部	3人
神奈川県支部	6人	和歌山県支部	3人	鹿児島県支部	5人
新潟県支部	7人	鳥取県支部	2人	沖縄県支部	2人
富山県支部	3人	島根県支部	2人		

別表第2

北海道支部	45人	石川県支部	20人	岡山県支部	25人
青森県支部	25人	福井県支部	20人	広島県支部	30人
岩手県支部	25人	山梨県支部	20人	山口県支部	25人
宮城県支部	25人	長野県支部	30人	徳島県支部	20人
秋田県支部	25人	岐阜県支部	25人	香川県支部	20人
山形県支部	25人	静岡県支部	35人	愛媛県支部	25人
福島県支部	30人	愛知県支部	40人	高知県支部	20人
茨城県支部	30人	三重県支部	25人	福岡県支部	40人
栃木県支部	25人	滋賀県支部	20人	佐賀県支部	20人
群馬県支部	25人	京都府支部	30人	長崎県支部	25人
埼玉県支部	30人	大阪府支部	45人	熊本県支部	30人
千葉県支部	30人	兵庫県支部	40人	大分県支部	25人
東京都支部	60人	奈良県支部	20人	宮崎県支部	25人
神奈川県支部	35人	和歌山県支部	20人	鹿児島県支部	30人
新潟県支部	30人	鳥取県支部	20人	沖縄県支部	20人
富山県支部	25人	島根県支部	20人		

日本赤十字社の理念について

1 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）（抜粋）

（目的）

第1条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

2 日本赤十字社の沿革

明治10年（1877年）	「博愛社」創設、西南戦争の負傷者の救護を開始
明治19年（1886年）	ジュネーブ条約に加入
明治20年（1887年）	「日本赤十字社」に改名
昭和27年（1952年）	「日本赤十字社法」制定

3 日本赤十字社の活動

国際救援活動や国内の災害救助活動、講習普及事業、青少年赤十字活動など
全国91の赤十字病院の運営（各病院は独立採算制）
血液事業
社会福祉施設の運営

4 7つの赤十字の基本原則

1965年に開催された第20回赤十字国際会議で「赤十字基本原則」が決議され、宣言された。

- (1) 人道（Humanity）
赤十字は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字は、すべての国民間の相互理解、友情、協力、堅固な平和を助長する。
- (2) 公平（Impartiality）
赤十字は、国籍、人種、宗教、社会的地位、政治的意見によるいかなる差別をも行わず、ただ苦痛の度合いにより個人を救うことに努め、その場合最も急を要する困苦を真っ先に取り扱う。
- (3) 中立（Neutrality）
赤十字は、戦闘行為の時いずれの側にも加わらず、どんな場合にも政治的、人種的、宗教的、思想的性格の紛争には参加しない。
- (4) 独立（Independence）
各国の赤十字社は、その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律に従うが、常に赤十字の諸原則に従って行動できるよう、その自主性を保たなければならない。
- (5) 奉仕（Voluntary Service）
赤十字は、利益を求めない奉仕的救護組織である。
- (6) 単一（Unity）
いかなる国にも赤十字社は1つしかありえず、すべての人に門戸を開き、その国の全土にわたって人道的事業を行わなければならない。
- (7) 世界性（Universality）
赤十字は世界的機構で、すべての赤十字社は同等の権利と相互援助の義務を持つ。

5 参考（赤十字の発足について）

スイス人アンリー・デュナンによる国際的中立の救護組織「赤十字」の創設の提唱により、1863年にヨーロッパ16か国が参加して最初の国際会議が開かれ、赤十字規約が制定された。翌1864年のスイス他15か国の外交会議で最初のジュネーブ条約（いわゆる赤十字条約）が調印され、国際赤十字組織が発足した。

ボランティア活動の現状

横浜赤十字病院

現在行われている活動

定期的なもの

- ★医療衛生材料の作成（第2、4木曜日 10:00～14:00）
- ★外来待合室図書整備（第1土曜日 13:00～16:00）
- ★災害医療活動資材整備（第1土曜 未定）
- ★総合案内支援（毎日 8:30～12:30）
- ★理髪（第2、4火曜日 10:00～14:00）※

不定期なもの

☆イベント援助

- *お花見
- *七夕ミニコンサート
- *納涼会
- *横浜日赤寄席
- *クリスマス会

☆病院事業援助

- *講座・講習会援助（健康教室、救急法講習会、家庭看護法講習会）
- *災害時患者受入訓練、避難訓練、

ボランティア入門講座修了者実数

平成12年度	42名	平成13年度	53名
平成14年度	38名	平成15年度	127名

現在のボランティア実数

赤十字個人ボランティア登録者数136名

定期活動参加者実数

◇衛生材料作成	約12名
◇総合案内支援	約50名
◇外来図書整理等	約10名

ボランティアコーディネーターの配置状況

担当 医療社会事業部 社会課長

担当業務

- ◇院内・院外ニーズの把握とボランティア活動としてのマッチング
- ◇ボランティア募集・案内
- ◇各活動記録の保管と活動から出た提案・問題の把握と院内各部署との調整
- ◇ボランティア養成講習会の企画・立案・実施
- ◇研修会の企画・立案・実施
- ◇ボランティア保険の加入手続き

一般会計負担額抑制効果約250億円から約290億円の根拠

(単位:億円)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
試算1 (直営)	一般会計負担額	63	56	59	62	47	47	47	47	47	48	524
	企業債元利償還分 (2/3)	22	23	24	26	17	17	17	17	17	17	198
	運営費等	41	33	34	35	30	30	30	30	30	31	327
試算2 (直営)	一般会計負担額	67	60	63	66	51	51	51	51	51	52	564
	企業債元利償還分 (2/3)	22	23	24	26	17	17	17	17	17	17	198
	運営費等	45	37	38	39	34	34	34	34	34	35	366
指定管理者 制度	一般会計負担額	28	24	20	23	30	30	30	30	30	30	276
	企業債元利償還分 (2/3)	7	8	10	12	17	17	17	17	17	17	140
	運営費等	21	15	10	11	13	13	13	13	13	13	136
(試算1) - (指定管理者制度)	一般会計負担額	34	33	38	38	17	17	17	17	17	18	249
(試算2) - (指定管理者制度)	一般会計負担額	38	37	42	42	21	21	21	21	21	22	288

(注) 各項目ごとに四捨五入し、億円単位で表示しているため、各項目の数値の計が合計と一致しない場合がある。